

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。期間雇用社員、非正規社員の希望者全員の正社員化を。めげず、均等待遇、なごう差別。ユニオンは労契法裁判に勝利したぞ！

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4129
21年2月26日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

21 春闘スタート！ 第1回賃金交渉を開催

「賃金引上げ要求書」を提出 主旨説明を行う

おはようございます。

郵政ユニオン中央本部は2月15日(月)、日本郵政グループ各社と第1回賃金交渉を開催し「2021年4月1日以降の賃金引上げに関する要求書」を提出し、「2021春闘」がスタートしました。

今春闘は、一昨年から引き続きかんぽ生命の不正営業問題と昨年のうちよ銀行キャッシュレス決済の不正使用に対する対応の遅れや投資信託の不正販売など問題が表面化する下で、社会的にも大きく注目されるなかでの春闘交渉になります。コロナ禍の下、グループ各社で働く全社員の奮闘に「処遇改善」で応えるよう強く要求し交渉を展開していきます。

「未来」では、ユニオンの交渉状況を中央本部の「中央闘争ニュース」から抜粋して報告していきます。

第1回賃金交渉では、中央本部を代表し、兼子副委員長(交渉部長)が

主旨説明をおこないました。



賃上げ要求書の提出にあたり、日巻委員長が各社を代表して日本郵政に対し要求書を手渡ししました。兼子副委員長は主旨説明で、「21春闘は8時間働けば暮らせる社会を実現していくために要求を掲げてたたく」と表明し、3月15日までに誠意ある回答を求めまし

た。さらに、日巻委員長が第1回賃金交渉に対する組合の考え方を主張しました。「今春闘は、コロナ禍による影響がほぼ1年続いた中での交渉となる。コロナ禍により多くの企業がきびしい状況に追い込まれており、社会全体が様々な不安の中で日々の生活を送っている。日本郵政グループの春闘は、社会全体から注目されており、3つの点があると考えている。



- 要求内容(抜粋)**
- ・正社員・短時間社員・短時間勤務社員の賃金20,000円の引き上げ
 - ・月給制契約社員の賃金23,000円の引き上げ
 - ・再雇用社員の基本給25,000円の引き上げ
 - ・時給制契約社員の基本給を全国一律制とし、時給を1,500円以上にすること
 - ・年間一時金を正社員4.4月、時給制契約社員は平均賃金の4.4月とすること
 - ・新規採用者の年次有給休暇を20日にすること
 - ・希望する非正規社員すべての正社員化と、登用ではweb方式の試験を廃止し、公平・公正な選考方式に見直すこと
 - ・一般職の処遇改善、基本給を抜本的に改善すること
 - ・シニアスタッフ社員、高齢再雇用社員の基本給を大幅に改善すること
 - ・正社員的大幅増員で労働条件の改善を
 - ・36協定における特別条項の廃止

第一は、昨年10月15日の最高裁判決を受け、日本郵便がどのような形で非正規社員の待遇を改善するのかがである。



第二は、郵便法改正の総務委員会では、日本郵便の正規、非正規社員の労働条件が審議された。国会での議論を受け、日本郵便がどのように改善していくのか。また、附帯決議では「非正規雇用を含め、すべての社員を大切にすること」が決議されたが、どのような形で具現化していくのかがである。

第三は、かんぽの不正営業で失った信頼を取り戻し、利用者には有益となる事業として貢献していくのかである。」とし、増田社長も「お客さまと社員の幸せ」を経営理念に掲げており、こうした点からも本日提出した要求書に対して、真摯に検討していただき誠意ある回答を求め、第1回賃金交渉を終了しました。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。